



# 三重県公報

令和4年4月5日 (火)  
 第 300 号  
 毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
188	漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定の一部を改正する告示	(水産振興課)	2
189	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	2
190	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(同)	3
191	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	5
<b>公 安 委 告 示</b>			
3	特定抗争指定暴力団等に係る公示事項の一部変更	(公安委員会)	5
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	5
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	6
	同伴	(同)	6
	土地区画整理組合の理事の退任の届出	(都市政策課)	6

**告 示**

**三重県告示第 188 号**

漁業災害補償法の規定による区域及び区分の設定(平成 22 年三重県告示第 507 号)の一部を次のように改正し、公表の日から施行します。

なお、施行日前に責任期間が始まる共済契約については、なお従前の例によるものとします。

令和 4 年 4 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

表中

「

畔名・名田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち畔名及び名田の地区)	① 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ② 小型釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業)のうち畔名地区の者が営む漁業 ③ 小型釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業)のうち名田地区の者が営む漁業 ④ ①、②及び③以外の漁業
-------------------------------------	--

」

を

「

畔名・名田区域 (三重外湾漁業協同組合のうち畔名及び名田の地区)	① 小型あわび漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあわびをとる漁業)のうち畔名地区の者が営む漁業 ② 小型あわび漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてあわびをとる漁業)のうち名田地区の者が営む漁業 ③ 小型刺網漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主としてえび刺網を使用して営む漁業) ④ 小型釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業)のうち畔名地区の者が営む漁業 ⑤ 小型釣りはえなわ漁業(総トン数 10 トン未満の漁船により主として釣り及びはえなわを使用して営む漁業)のうち名田地区の者が営む漁業 ⑥ ①、②、③、④及び⑤以外の漁業
-------------------------------------	--

」

に改める。

**三重県告示第 189 号**

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 5 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容(日本語により、意見の理由を含めて記載する。)」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (仮称) 西松屋松阪塚本店  
 松阪市塚本町 14-2 ほか 21 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 浩一

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄 266 番地の 1	大村 浩一

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和 4 年 11 月 19 日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,323 m<sup>2</sup>

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

駐車場	収容台数	位 置
駐車場	44 台	縦覧による
合 計	44 台	

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

駐輪場	収容台数	位 置
駐輪場	5 台	縦覧による
合 計	5 台	

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

荷さばき施設	面 積	位 置
荷さばき施設	30 m <sup>2</sup>	縦覧による
合 計	30 m <sup>2</sup>	

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

廃棄物保管施設	容 量	位 置
廃棄物保管施設	6.30 m <sup>3</sup>	縦覧による
合 計	6.30 m <sup>3</sup>	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

名 称	開店時刻	閉店時刻
株式会社西松屋チェーン	午前 10 時	午後 8 時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場	午前 9 時 30 分から午後 8 時 30 分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位 置
駐車場	2 箇所	縦覧による
合計	2 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設	午前 6 時から午後 10 時まで

7 届出の日

令和 4 年 3 月 18 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 4 月 5 日から同年 8 月 5 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2

意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 4 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤマナカアルテ津新町

津市博多町 136-1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマナカ	愛知県名古屋市中区葵三丁目 15 番 31 号	中野 義久

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマナカ	愛知県名古屋市中村区岩塚町字西枝 1 番地の 1	中野 義久

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマナカ	愛知県名古屋市中区葵三丁目 15 番 31 号	中野 義久
株式会社カーマ	愛知県刈谷市日高町 3 丁目 411 番	久田 宗弘
岩井 勝己	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
セガミメディックス株式会社	大阪府大阪市中央区南船場 2-7-30	瀬上 修
ジャスフォート株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目 4 番 16 号	本田 進
株式会社ブルーグラス	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目 5 番地 1	野口 禎一郎
ハローブック株式会社	愛知県一宮市北方町北方字東泉屋郷 134 番地	後藤 幸久

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヤマナカ	愛知県名古屋市中村区岩塚町字西枝 1 番地の 1	中野 義久
D C M株式会社	東京都品川区南大井 6 丁目 22 番 7 号	石黒 靖規
岩井 勝己	鈴鹿市東玉垣町 2585-1	岩井 勝己
ハローブック株式会社	愛知県一宮市北方町北方字東泉屋郷 134 番地	後藤 幸久
株式会社セリア	岐阜県大垣市外瀬二丁目 38 番地	河合 映治
株式会社ココカラファイングループ	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 17 番 6 号	塚本 厚志
株式会社ヨシムラ	津市博多町 136-1	吉村 勝行

3 変更年月日

平成 26 年 4 月 1 日

4 変更理由

- (1) 大規模小売店舗の名称が確定したため
- (2) 小売業者の事業会社の変更及び入退店のため

5 届出の日

令和 4 年 3 月 22 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和4年4月5日から令和4年8月5日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

---

三重県告示第 191 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 5 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 施行者の名称

朝日町

2 都市計画事業の種類及び名称

四日市都市計画下水道事業

流域関連朝日町公共下水道

3 事業施行期間

昭和 61 年 4 月 22 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

変更なし

公安委告示

三重県公安委員会告示第 3 号

次の特定抗争指定暴力団等につき、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 15 条の 2 第 2 項の規定による同条第 1 項の規定による指定の期限の延長により、公示事項の一部に変更があったので、同条第 8 項において準用する同法第 7 条第 4 項の規定により、次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 5 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

1(1) 特定抗争指定暴力団等

令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 1 に係る特定抗争指定暴力団等（六代目山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和 4 年 4 月 6 日まで

変更後 指定の期限 令和 4 年 7 月 6 日まで

2(1) 特定抗争指定暴力団等

令和 2 年 1 月 7 日三重県公安委員会告示第 141 号 2 に係る特定抗争指定暴力団等（神戸山口組）

(2) 変更事項

変更前 指定の期限 令和 4 年 4 月 6 日まで

変更後 指定の期限 令和 4 年 7 月 6 日まで

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和4年4月5日

三重県知事 一 見 勝 之

御浜土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）

退任理事

南牟婁郡御浜町大字阿田和 6120-1

大 畑 覚

〃 紀宝町鶴殿 324

西 田 健

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、御浜土地改良区（南牟婁郡御浜町大字下市木 919 番地 10）の定款の変更を認可しました。

令和4年4月5日

三重県知事 一 見 勝 之

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、中村土地改良区（伊勢市中村町 893 番地）の定款の変更を認可しました。

令和4年4月5日

三重県知事 一 見 勝 之

---

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 29 条第 1 項の規定により、多度町小山土地区画整理組合から次のとおり理事の退任の届出がありました。

令和4年4月5日

三重県知事 一 見 勝 之

退任理事

加 藤 修 桑名市多度町小山 983 番地

小 林 清 成 桑名市多度町小山 1337 番地

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---